

山口市再エネ設備等導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の脱炭素先行地域づくり事業の一環として予算の範囲内で、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金を山口市再エネ設備等導入事業費補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、国交付要綱に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素先行地域 国交付要綱第3条第2号の規定により令和4年11月に選定された本市の脱炭素先行地域をいう。
- (2) 中心市街地 第3期山口市中心市街地活性化基本計画において、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づく認定を受けた区域をいう。
- (3) 先行地域計画 脱炭素先行地域に選定された本市の計画をいう。
- (4) 店舗兼住宅等 事業活動を行う店舗又は事務所と住居を兼ねるものをいう。
- (5) 駐車場等 事業活動を行う店舗若しくは事務所又は店舗兼住宅等に付随する駐車場及び駐輪場をいう。
- (6) 店舗等 事業活動を行う店舗又は事務所、店舗兼住宅等及び駐車場等をいう。
- (7) PPA 事業者の費用負担により市や企業等が保有する施設の屋根や駐車場、遊休地等に発電設備を設置し、当該設備を所有・維持管理しながら発電した電気を需要家に供給する契約形態をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中心市街地において、補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）を実施する店舗等の所有者又はこれらの施設の所有者から補助事業の実施について承諾を得ている者
 - (2) 第1号の者に、オンサイト PPA モデル又はファイナンスリース契約により設備を提供する法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。次号において同じ。）
 - (3) 山口グリーンエネジー株式会社に対して電力の供給をするために、脱炭素先行地域において、オフサイト PPA モデルを行う法人
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 山口市からの指名停止措置を受けている者
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係のある者
- (4) 交付申請を行う補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、山口市、国、県その他の団体から補助金等の交付を受けている者（補助事業）

第 4 条 補助事業は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和 4 年 3 月 3 0 日環政計発第 2203303 号）（以下「国要領」という。）別紙 1 に定める交付要件等を満たす事業のうち、先行地域計画に定める別表第 1 に掲げる設備の店舗等への導入事業及び前条第 1 項第 3 号に規定するオフサイト PPA モデルによる導入事業とする。

2 前項に規定する設備を店舗兼住宅等又は駐車場等に導入する場合、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 太陽光発電設備 導入する設備により発電された電力量の 30%以上を店舗若しくは事務所部分又は駐車場等で自家消費した上で、当該自家消費分も含めて 50%以上を脱炭素先行地域内で消費すること。
- (2) 蓄電池 導入する設備の放電する電力量の 30%以上を店舗若しくは事務所部分又は駐車場等で自家消費した上で、当該自家消費分も含めて 50%以上を脱炭素先行地域内で消費すること。
- (3) エネルギーマネジメントシステム 店舗若しくは事務所部分又は駐車場等において国要領別紙 1 に掲げるエネルギーマネジメントシステムに係る交付要件を満たすこと。

3 補助事業を実施する店舗等については、再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来 J クレジット、FIT 非化石証書又は非 FIT 非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達により、令和 1 2（2 0 3 0）年度までに電力消費に伴う C O 2 排出量を実質ゼロとするようにし、実質ゼロの達成後、市長に報告すること。

（補助対象経費）

第 5 条 補助対象経費は、別表第 2 に規定する工事費、設備費、業務費及び事務費とする。

（補助金額）

第 6 条 補助金額は、補助対象経費の 3 分の 2 以内の金額とする。

2 前項の規定により算出して得た額に、1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとするものは、山口市再エネ設備等導入事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表第 2 に掲げる書類を添えて別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、
適当と認めるときは、山口市再エネ設備等導入事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)
により、適当と認められない場合は、山口市再エネ設備等導入事業費補助金不交付決定通
知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認め
るときは、条件を付することができる。

3 補助金の交付を受けようとするものは、第1項の規定による補助金の交付の決定後に
補助事業に着手しなければならない。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、
申請内容を変更、中止若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完
了しないときは、山口市再エネ設備等導入事業費補助金変更・中止承認申請書(様式第4
号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更又は中止の申請があった場合は、速やかにその内容を審
査し、適当と認めるときは、山口市再エネ設備等導入事業費補助金変更・中止承認通知書
(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して60日以内又は補助事業が
完了した年度の2月15日のいずれか早い日までに、山口市再エネ設備等導入事業費補
助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に別表第3に掲げる書類を
添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、
補助事業が、交付決定の内容及びこれに付した条件に基づき適切に実施されたものと認
められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し山口市再エネ設備等
導入事業費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2 確定する補助金の額は、第8条の規定による補助金交付決定額を上限とする。ただし、
第9条の規定による変更の申請により補助金交付決定額の変更があった場合は、変更後
の補助金交付決定額を上限とする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、山口市再エネ設備等導入事業費補助金精
算払請求書(様式第8号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 第3条第1項第3号に該当する交付決定者は、前条の規定による通知を受ける前であ
っても、山口市再エネ設備等導入事業費補助金概算払請求書(様式第9号)により市長に
補助金の交付を請求することができるものとする。

- 3 第3条第1項第1号に該当する交付決定者は、補助金の受領を、補助事業に係る設備の設置した者（以下「設置事業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。
- 4 代理受領を行おうとする補助事業者（以下「代理受領委任者」という。）は、第7条の規定による交付申請書の提出の際、同条に規定する書類に加え、山口市再エネ設備等導入事業費補助金代理受領事前届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
- 5 代理受領委任者は、前項の規定による届出の内容を変更又は中止しようとするときは、山口市再エネ設備等導入事業費補助金代理受領変更・中止届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。
- 6 代理受領委任者は、第10条の規定による実績報告書の提出の際、同上に規定する書類に加え、山口市再エネ設備等導入事業費補助金代理受領委任状（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
- 7 代理受領を委任された設置事業者は、代理受領委任者が前条の規定による通知を受けた後、山口市再エネ設備等導入事業費補助金代理受領に係る請求書（様式第13号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 8 市長は、第1項、第2項又は前項の請求書を受け取ったときは、30日以内に当該交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
 - (3) 補助金交付決定の際に付した条件に違反したとき。
 - (4) 前各号に掲げるほか、市長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、山口市再エネ設備等導入事業費補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により交付決定者に通知し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（取得財産の管理及び処分）

第14条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産については、法定耐用年数を経過するまでの間、市長の承認を受けないで、取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。

3 交付決定者は、取得財産等の法定耐用年数が経過するまでの間、補助事業に係る費用の分かる書類等を保存しなければならない。

(報告及び調査)

第15条 市長は、補助事業の成果等、必要と認める事項について、交付決定者に対し報告を求め、又は調査することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月24日から施行する。